

広島県告示第三百四十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条の二十第一項の規定によつて、広島県指定登録機関を次のとおり指定する。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 広島県指定登録機関の名称及び住所

社団法人広島県建築士会

広島県広島市中区千田町三丁目七番四七号 広島県情報プラザ

二 二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務（次号において「二級建築士等登録事務」という。）を行う事務所の所在地

広島県広島市中区千田町三丁目七番四七号 広島県情報プラザ

三 二級建築士等登録事務の開始の日

平成二十一年四月一日